

平成17年第4回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成17年9月28日（水曜日）

議事日程（第7号）

平成17年9月28日（水）午前11時19分開議

第1（総務文教常任委員会に付託した件）

議案第127号及び議案第131号

（建設常任委員会に付託した件）

議案第129号、議案第130号及び議案第220号

第2 議案第242号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（58名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
4番	中村剛一君	5番	臼杵克身君
6番	島倉武昭君	7番	木村悟君
8番	稲辺茂樹君	9番	金田淳一君
10番	臼木優君	11番	山本伊之助君
12番	浜田正敏君	13番	廣瀬擁君
14番	大谷清行君	15番	小田純一君
16番	末武栄子君	17番	小杉邦男君
18番	池田寅一君	19番	大桃一浩君
20番	中川隆一君	21番	欠員
22番	岩崎隆寿君	23番	高野庄嗣君
24番	羽入高行君	25番	中村良夫君
26番	石塚一雄君	27番	若林直樹君
28番	田中文夫君	29番	金子健治君
30番	村川四郎君	31番	高野正道君
32番	名畑清一君	33番	志和正敏君
34番	金山教勇君	35番	臼木善祥君
36番	渡邊庚二君	37番	佐藤孝君
38番	金光英晴君	39番	葛西博之君
40番	猪股文彦君	41番	川上龍一君
42番	本間千佳子君	43番	大場慶親君

44番	金子克己	君	45番	本間武雄	君
46番	根岸勇雄	君	47番	牧野秀夫	君
48番	近藤和義	君	49番	熊谷大実	君
50番	本間勇作	君	51番	祝優雄	君
52番	兵庫稔	君	53番	梅澤雅廣	君
54番	竹内道廣	君	55番	渡部幹雄	君
56番	大澤祐治郎	君	57番	肥田利夫	君
58番	加賀博昭	君	59番	岩野一則	君
60番	浜口鶴藏	君			

欠席議員（1名）

3番 本間勘太郎 君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎	君	助役	大竹幸一	君
助役	親松東一	君	総務課長	齋藤英夫	君
財政課長	浅井賀康	君	市民課長	青木典茂	君
企画情報課長	中川義弘	君	社会福祉課長	熊谷英男	君
環境保健課長	大川剛史	君	医療課長	木村和彦	君
農林水産課長	佐々木文昭	君	観光商工課長	市川求	君
建設課長	佐藤一富	君	水道課長	田畑孝雄	君
会計課長	粕谷達男	君	選管・監査事務局長	菊地賢一	君
農業委員会事務局長	渡辺兵三郎	君	教育長	石瀬佳弘	君
教育委員長	豊原久夫	君	教育委員会教育長	鹿野一雄	君
教育委員会学習課長	坂本孝明	君	選挙管理委員会委員長	林千隆	君
消防長	加藤侑作	君	両津支所長	末武正義	君
相川支所長	大平三夫	君	佐和支所長	清水紀治	君
新穂支所長	斎藤正	君	畑野支所長	荒芳信	君
真野支所長	山本真澄	君	小木支所長	斉藤博	君
羽茂支所長	古田英明	君	赤泊支所長	渡辺邦生	君

代 表 員
監 査 委 員 清 水 一 次 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 々 木	均 君	事務局次長	山 田	富 巳 夫 君
議 事 係 長	中 川	雅 史 君	議 事 係	松 塚	洋 樹 君

午前１１時１９分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員57名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（浜口鶴蔵君） 議会運営委員長の発言を求められておりますので、これを許します。

猪股議会運営委員長。

〔議会運営委員長 猪股文彦君登壇〕

○議会運営委員長（猪股文彦君） 先ほど議会運営委員会を開催いたしまして、会期日程の変更について協議いたしましたので、ご報告いたします。

皆様方に定例市議会の会期日程というのが届けられておると思いますが、本日の会議でございますが、これより先議案件の委員長報告と採決までを行います。そして、追加議案の上程、提案理由の説明を委員会付託まで行いますが、ここまでは当初の日程どおりでございましたが、現在指定管理者制度についての各委員会の審査が慎重審議を重ねられておりますことから、各派代表者会議に並行して厚生委員会を行うことの当初の予定でございましたが、本会議終了後、まず各派代表者会議を行います。終了後、総文、厚生、産経の常任委員会を開催するということに決定いたしましたので、ご了承願います。

以上。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で議会運営委員長の報告は終わります。

日程第１ （総務文教常任委員会に付託した件）

議案第１２７号及び議案第１３１号

（建設常任委員会に付託した件）

議案第１２９号、議案第１３０号及び議案第２２０号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第１、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第127号及び議案第131号について委員長の報告を求めます。

葛西総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 葛西博之君登壇〕

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第127号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、佐渡情話「人情零れ話・恋愛零れ話」事業実施に関しての職員の一連の不適正な事務処理に関し、市の最高責任者である市長として、自らを戒めるとともに、職員全体を律するため、平成17年10月の一月分の佐渡市長の給料月額を10分の１減ずる条例を制定するものであります。審査の結果、次の意見を付し、可決すべきものとして決定しました。

意見。今回のこの処分は、職員の不適切な事務処理に関し、市長が任命権者としての道義的責任を強く

感じ、減給処分として自らをいさめたものである。市職員にあっては、この市長の苦渋の選択の意を十分酌み取り、今後の職務遂行に当たっては、関係法令の遵守はもとより、公務員としての自覚を新たに公明正大な事務執行に努められたい。

議案第131号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、消防法、その他関係法令等が改正されたことに伴い、佐渡市火災予防条例の一部を改正する必要が生じたものであります。主な改正内容は、燃料電池発電設備が新たに対象火気設備等として位置づけられたことに伴い、位置、構造及び管理の基準等について定めることとしたこと及び指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の取り扱いについて、従来の「貯蔵及び取り扱いの技術上の基準」に加え、「貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準」についても条例で定めることとされたことによる改正のほか、所要の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ただいまの総務文教委員会委員長の委員会審査報告書についてお尋ねをいたします。

私が質問するのは、議案第127号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定についてであります。これは、佐渡情話等一連の事業について職員の不適切な事務処理があって、その責任を市長がとって、来るべき10月の1カ月の市長の給料を10分の1減ずるということの条例であります。これに対して、このように意見がついています。要約いたしますと、今回の処分は、職員の不適切な事務処理に関し、市長が任命権者としての道義的責任を強く感じ、減給処分として自らを戒めたものである、こうなっておるのです。そして、その次、私が重視しておるのでございますが、これらのことで市長のこれは苦渋の選択であるということを酌み取ったと、こういう意見になっておるのです。

そこで、私が重視したいのは、これ以上また黙視しがたい事件が今後出てくると、今後の経過ではもう一回市長が今度は10月ではなくて、11月にも減給処分をするというのが出るのかどうかということを重視をしております、質問をするわけでございます。内容には触れませんが、皆さんがこれと並行して審査をしておる中には、とても放置できないような重大な事故が発生しておるわけです。これも審査をしておるのですが、一体市長は苦渋の選択というふうに皆さんが説明をし、認識をしておるのは、このことも指して言っておるのかどうか、まず第1点、このところを聞きたいと。どうぞ。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

葛西総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 加賀議員の今の質問でございますけれども、先ほどの報告のとおり、本議案は人情零れ話に関しての処分であるということで、意見もそのことに対してのみの意見というふうにご理解をいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そうしますと、これから内容は申し上げられませんが、議案番号で言うと238号、239号という市民の皆さん方にはご報告するのにはいささかはばかるというような極めて重大な事件があるわけ

であります、これについては、市長、今後考える余地があるものなのかどうか。もし今私が番号で申し上げておる内容が実は同時に審査されておるわけです。まだ委員長報告ありませんから、私はこの程度にしておるわけでありすけれども、これが出てくると、これはまた重大な問題なのです。そこで、そういうときは10分の1では済みませんよというような審査の経過があったかどうか、お聞きをしておきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 葛西総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） ただいま加賀議員がおっしゃられたように、審査中の議案がございます。大変重要なことというふうに委員会でも審査をしておるところであります。まだまとめの段階というところでございますので、意見として申し上げるわけにはいきませんが、重大な事件であるというふうな受けとめは全員がしておると、委員会として受けとめておるというふうにご理解ください。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 葛西委員長、正直に深刻な状況が後ろに控えておるという答弁でございますから、これ以上の追及はいたしませんけれども、そうなりますともう一回、これは市長の責任を問わねばならぬという重大な問題があるねというふうに私は認識をするわけです。私もこの温厚で優しい顔をしておる市長が前におるものですから、ちょっと言いにくいのですが、市長の方から私を見ると仏の加賀がと、こう言うわけです。その仏の加賀がこういうことを言わねばならぬというのは、ひとえに7万市統合いたしまして、7万市の市民が市役所は遠くなったけれども、市政に対する議会と市長の関係はどうなのだからということで、私は皆さんは注目をされておると思うのです。だから、市民からは遠くなったから、いいかげんなことをすればいいというわけにはまいらぬ。仏の加賀が心を鬼にしてこういうことを指摘しておきますので、今後審査に当たってはそういうことも踏まえながらしっかり審査していただきたいということを申し上げて、私の質疑を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第127号及び議案第131号について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、建設常任委員会に付託した案件のうち、議案第129号、議案第130号及び議案第220号について委員長の報告を求めます。

佐藤孝建設常任委員長。

〔建設常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○建設常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告

します。

議案第129号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、都市公園法の改正により、都市公園に存する所有者不明の工作物等の簡易代執行が新設されたことに伴い、当該工作物等の公示、売却、返還等の規定を設けるため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第130号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、合併前の小木町簡易水道における増補改良事業の実施による当該簡易水道の計画給水人口等の改定及び合併前の両津市簡易水道における前浜簡易水道ほか3簡易水道の起債償還額の変更による水道料金の改定をするため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第220号 公有水面埋立てに係る意見について（両尾地内）。本案は、佐渡地域振興局が実施した道路改築事業において、県道道路施設用地の造成のために公有水面を埋め立てた面積が当初計画より増加したことについて、異議のない旨を述べるものとして、公有水面埋立法の規定により、議会の議決を求めているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより建設常任委員会に付託した案件のうち、議案第129号、議案第130号及び議案第220号について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第2 議案第242号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第2、議案第242号 旧両津ごみ焼却場解体撤去工事請負契約の締結についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議長のお許しを得て、議案第242号ご説明申し上げます。

旧両津ごみ焼却場解体撤去工事請負契約の締結について。本案は、旧両津ごみ焼却場解体撤去工事について、平成17年9月20日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

議案第242号 旧両津ごみ焼却場解体撤去工事請負契約の締結についての質疑を許します。

祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） この議案について、実は私はこの焼却場の地元なのです。それで、この焼却場については市との地元との公害防止協議会、協定書に基づいた協議会があるのです。私は、このことに対して地元でこの説明を聞いていないのです。まず、その協議会が存続をしているのかどうか。佐渡市になって、それを引き継いでいないのかどうか。ないとすれば、ちょっと問題が私はあるのだらうと思うのです。これは、少なくともこの施設を解体するまでは、もう一つし尿処理場がまだ残っているのです。これが残っている間は、少なくともこの協議会は存続させるべきであるし、存続させなければならぬと思うのです。そのことについては、私何も実は聞いていないのです。これは、やはり地元への説明を含めて協議会への説明が必要であらうと、私はそういうふうに思います。その観点に立って少しお聞かせをいただきたい。

この解体工事は、公募型というふうに言われております。そして、これを見ますと、予定価格もあるようです。これは、公募の内容と予定価格がこういうふうに一般の入札と同じように示されているということの関係というのは、どういうふうになるのですか。例えば公募の内容によっては、金額が高くてそのところに落札がされるということがあり得るのかどうか。この2点、まず聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

今議員ご質問の公害対策協議会についてでございますが、これは佐渡市になってからも引き継がれているというふうに承知しております。なお、この工事につきましては、当然のことながらこの契約が締結された後、地元の皆さんに説明をさせていただくという段取りを予定しているところでございます。

以上でございます。

〔「もう一点の公募型の内容についてはだれがする」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答え申し上げます。

公募型につきましては、ダイオキシン類の除去実績があるようなこと、あるいはまた意欲のある業者の応募をお願いするというようなこと、そうしたことから公募型という形で採用させてもらったものであります。議員の方から、入札方法で金額が高かったらそのものをもって落札させるかということですが、このごみ焼却場の解体工事等につきましては特殊な技術等が要するというようなことで、それぞれ工法等もいろいろあります。その工法の中で最低の金額をもって入札をされた方の、さらにまたその内容を審査して決定をしたということであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これは、皆さん方が承知をしておる事柄だと思うのです。実はこれは事前に談合という情報があって、それでこの入札が延びたという経過もありますよね、これ。そうしますと、例えば予

定価格はこれはいつも発表されるわけですから、発表されます。そして、例えば業者の方々が協議をされたような形跡があったとすれば、逆にこれは高値安定で非常に悪い結果になってしまいますよね。私は、その過程の中で、公募型だから、提案内容によって変わってくるのかなと、先に提案内容も審査するのかなと私は思っておったのです。ところが、どうもそうではないようですから、そうだとすると金額だけで入札をしたというふうに受け取らなければならぬわけです。これは、どこからかあなた方のところへそういう業者が事前に話し合いをしておるよという情報があって、延ばしたというふうに私は仄聞しておるのです。そうだとしたら、その内容、通報してくれたものの内容とこの結果が同じなのか違うのか。

それから、これ私は予算審査のときに記憶しておるのですけれども、類似のもの、真野の施設も解体をしますよね。これは、入札経過がどうなっておるのか。入札されたのか、まだなのか、この後出てくるのか。同じような状況でやったとすれば、これは例えばこれの落札率、私ちょっと計算してもらったら94.85%ですよね、両津のこの議案の案件のやつは。そうすると、例えば真野のやつはどういう提案で、入札が終わったとすれば落札率がどのくらいあったのか、それもあわせて聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

まず、談合に関する情報の取り扱いの経緯ではありますが、これにつきましては新聞の報道等でもありましたが、9月の8日の日に某新聞より、特定の業者の落札があるという旨の連絡がありました。これに対しまして市といたしましては、指名委員会等で協議をいたしました。その結果、入札の延期をすること、それと入札前に事情聴取を行って、その結果によって対応するというので、9月の12日の日に事情聴取を行いました。その結果、談合の事実がないということですし、またこの工事につきましては指名業者についても非公表でありますので、そうした事実確認もできなかったということで、延期をしておりましたものを解除いたしまして、9月の20日に入札を行ったわけであります。この入札につきましては、今ほど議員ご指摘のとおり、真野のごみ焼却場の解体と同一であるということから、それにつきましても延期をして、同時に執行させてもらったものであります。

解体撤去工事の入札につきましては、入札の前に設計図書の審査をしてということでありましたが、最低の価格者の提案、これ解体工事の計画書等を審査をし、問題がないということであれば、それをもって決定するということになっております。

なお、真野の焼却場の解体工事についての落札率ですが、大変申しわけございませんが、きょう資料を持ち合わせておりませんので、後日報告させてもらいたいと思います。

〔「通報の内容と結果のところ」と呼ぶ者あり〕

○財政課長（浅井賀康君） 両津のごみの焼却場の解体工事につきましては、きょうの新聞にもありましたが、通告と同じ業者の落札ということであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これは、新聞でも出ておりましたので、皆さんそれぞれ興味を持って見られていたと思うのです。そして、今報告があったように、通報の内容と実は落札と同じですと、結果が実は同じだったのですということ、こういうことがありますと、やはりもうちょっと慎重に精査をする必要、これそれぞれ持ち分がありますから、なかなか行き届かないところというの、これはあるのはわかっております

けれども、やはりこういう結果が出ますと、市民との信頼関係というの、これやっぱりちょっと薄れてくるのです。当然薄れてくる。

それから、私がこれは聞き及んでおるところですが、正確にはわかりませんが、真野の方の落札率は60%台だということではないですか。だって、同じものをそういう結果があると、やはりこれは行政としては、おい、待てよというようなことがあってもしかるべきではないのでしょうか。片一方が94.何%の落札率であったと。片一方が70%を割るようなものであったとすれば、もう一度やはり見てみる必要があるのではないですか。簡単にこれでいきましょうというような、今後委員会の審査がありますから、あれですが、私はその辺の精査というのはあっていいような気がするのです。だとすると、例えばこの真野の方のものが本当にこれでできる、あなた方できるからと渡したというけれども、本当にできるのかという心配もあるわけです。地元の人たちは、特にそういうことがあるのだろと思うのです。こういう施設ですから。だから、そういうチェックの仕方というのが私はあるような気がするのですが、そういうことを実際に考慮されておるのかどうか。その辺が私は地元であるにつけて非常に心配なのです。これほとんど目に見えないものの判断ですから。だから、その辺はどういうふうに判断をされておられるのか。今後また委員会での審査がありますから、その準備をしなければならぬというのかわかりませんが、その辺をしっかりとわかれれば答弁お願いしたい。この公募型というのは、特にそういうことが私はあってのことだと思うのです。ですから、その辺をもうちょっと慎重に対応できるような体制を整えなければならぬと思うので、そのことをまず聞きたい。

それから、先ほど最初の答弁であったように、もし協議会が存続をしておるといのであれば、これは早目の対応が必要ですね。こういう形の前に必要です。少なくとも予算措置がなされたときに、この説明は地元には必要なのです。もしこの指摘がなければ、そのままいったのだろと私は思うのです。その辺は、やはりルールはルールとして、あるとすればきちっとしていただかなければ困りますので、その辺はだれが答弁されるのか、しっかりお答えいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

最初の問題ですが、この解体工事につきましては、それぞれの企業体が解体工事の計画書を提出していただきます。その計画書につきまして、コンサルタントの方で図書の審査をし、その仕様内容等を見て、適合しているかどうかを確認した上で問題ないということであれば、それをもって決定をするということであります。ですので、先ほど議員の方から真野の焼却場については、その落札率が相当低いという話でしたが、先ほど言いましたが、ちょっと資料は持ち合わせていないもので、確かな数字は申し上げられないのですが、私の記憶では90%台だったというふうに記憶しておりますが、これについては後で報告させてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

地元の公害対策協議会の皆さんへのご説明でございますけれども、解体撤去するという方針につきましては、私正確に承知しておりませんが、昨年の段階でご説明をさせていただいているのではないかなというふうに考えているところでございます。

なお、今後具体的な工事工法ですとか工事に当たっての環境対策、こういうものにつきまして具体的なものとしまして、地元の皆さんには説明させていただくということを予定しておるところでございまして、その点でご了解いただきたいと思いますと思っております。

なお、詳細につきましては、また委員会の方でもご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） これは、もちろん事業主の市長にお尋ねするのが筋なのだと思うのですが、なぜ公募型のこの入札をやったのに、プロポーザルを取り入れなかったのか。何度も議会の方から、皆さん方のやり方について問題があるから、プロポーザルも入れながら入札というものを考えるべきだという話が議会ではもう皆さん承知の事実になっておると思うのです。これ自体がダイオキシンが飛散をするという危険性があるから、あるいは専門的な特殊事業であるから、そういった業者を募って意欲のある人を事業に参加していただいたと、こういうことのような話でありますけれども、これこういったために大手の、名前を言ってよくありませんけれども、前田とか鹿島とか大成とか、こういうゼネコンがこの事業に入る必要ほど専門的な事業であったのかどうか。こういう島内の方々が専門的知識がなくてはねられたということであるならば、なぜはねられたというのか、そういったようなことが我々の中に見えてこない。そして、言うならば比較の中で談合があって、一たんその入札を、これは見送ったとは私は思っておりませんが、時間を置いたというようなことであろうかと思うのですが、そういったことをいろいろ総合しますと、この前のときに新穂小学校のときに懲りていないかと、皆さん方は。全然懲りていないと。だから、そういったことの反省を踏まえるというようなところがいつのところで姿として見えてくるのかどうか。私どもは、非常に疑問を持つわけであります。

そこで、市長にお答えをしていただければ一番いいのですが、財政課長が話をしておりましたけれども、なぜ公募型という形をこの際に取り入れたのかどうか。私も要らぬこと先にしゃべりましたけれども、市長の言葉としてお聞かせをまずいただきたい。それからお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今の答弁につきましては、技術的な問題等ありますので、財政課長に説明させます。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

公募型にした理由であります。これは平成13年4月に廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱というものが規定されました。それに基づいて、その実績のある業者がまず他の市の例等も参考にしながらこの方法がいいのだろうということでありまして、もう一点は共同企業体を採用して入札するということについては、地元の建築工事に関する格付がA級であるとか、あるいはB級であるとかという業者も一緒に入ってもらおうという形で、地元の業者の参加も入れる形での特定共同企業体であるということで採用したものであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 技術的なことであるからということで財政課長がご答弁をいただきましたけれども、何も技術的な説明はないようです。当然これを選択したということであれば、市長の了解をとっておるわけです。だから、了としたという市長の意見を聞いたかったのですが、市長はそういうことで逃げました。そのことについて追及はしませんが、ではお聞きをしますけれども、共同体を組んで頭になった鹿島、大成、前田、この方々はこういった事業に関して専門家であるか、あるいは知識はあるかもしれませんが、ジョイントベンチャーを組んだ地元の業者はこういったことの経験は恐らくほとんどないでしょう。ないものをくっつけて、そしてそれは一つはわかります。地元業者を育成せえとか、経済が疲弊しておるから、地元業者を助けるためにとかいうようなことはわかりますが、恐らくもってこれ事業をやるのは地元の業者がやって、頭は専門業者がとったという関係で、仕事そのものは地元の業者がやるということになるのでしょうか。ですから、私の言うのは、こういうときこそプロポーザルを取り入れて、そして私はこういう専門的知識を持っておって、こういうことでこの事業に私が最適任者であるから、とらせてくれという、そういう申請のもとに合否を決めるというような、そういうことが最も理想なのではないのでしょうか。そういったことを何度も、同僚議員からも何度も指摘されておったのですが、そういったことに対する歩み寄りというか、議会の言うことを理解しようというか、そういった意味での進歩が執行部の方には何にもない。一事が万事そうです。決めてきたことだから、聞いてくれと。そういうやり方であなた方はいつも議会に押しつけやっておる。そんなことで議会とフェアな、お互いに審議とか協議というのでできるかどうかということにも大きな疑問を私は持ちます。

したがって、これが今言う本間、鹿島ですか、共同体がとったということ、非常に私はそういう意味では余りにもできレース過ぎるのではないか。ゼネコンの一番大手と県の言うなら1番、2番のA級ランクの人が共同体を組んでこうやって出てくれば、これは地元から出た人たちは価格で競争するといっても恐らくもって遠慮するでしょう。本間さんなんか地元で事務所を持っておるというわけですから、それはあえてその追及はしませんが、どれほど地元の企業を使って、そして地元でそういう経済効果を及ぼしてくれるのかというようなことには、ある意味では非常に疑問を私は感じております。そういったことで今後こういうことに関しては、プロポーザルというようなものを取り入れる気があるのかないのか、そういったことを、それと財政課長からこういうことでやるという、公募型でやるということを恐らく受けて、市長は了解ということで印判押しておるはずですから、市長が了解とした、了としたそのときの気持ちを、技術とかテクニクとかいうことを私聞いておるのではないのです。そういう決定をしたという気持ちを聞いている。今後は、プロポーザルというものも積極的に取り入れるのかどうか、そういうことも含めて2点お願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 議会でもいろいろお話もあったとおりです。できるだけ島内業者ということで決めたいということにつきまして、今の質問された大澤議員の意見と違うものではないわけでございまして、たまたまダイオキシンの問題があって、事務方の説明によって、既に経験があるところとのジョイントが一番いいという話は聞きました。

それと、もう一つは、今の島内業者か島外業者かの差をどこでつけるのかということも議論いたしました。一定のルールの中にそれをやりませんと、ではそのルールについての別の問題も起きてきますので、

今回決めさせていただいたルールが今回については一番適當ではないかというふうに思いますが、問題は一つ、そこへ決めるに至って、ダイオキシンの取り扱いについてそういうやり方がよかったのかどうか、それでなければしょうがなかったのかどうかについては財政課長の方から説明させます。

〔「プロポーザルを取り入れるかどうか……」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

〔「お答えがないですよ」と呼ぶ者あり〕

○財政課長（浅井賀康君） 入札制度につきましては、議員ご指摘のように、この後いろいろとプロポーザルの方式、今回行っております公募型の指名競争入札、それから一般競争入札等あるわけであります。それは、それぞれの工事に応じて適用していきたいということで、プロポーザルを否定するものではありません。今後いろいろな方法がありますので、そうした方法についてはその工事によって導入したいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） プロポーザルも今後は考えとして取り入れるということですので、それはそれでいいのですが、これ落札率です。96.何がしという話を同僚議員がやっておりましたが、こういうことになると、おおむねなれた事業だから、電算を使えばそういった落札率というものがむしろ私は低く出てこなければならぬかと思うのですが、96%なんていう結果で、その人が一番低かったから、その共同体に落としたと、こういう話のようですが、2番目の大林・堂谷特定共同体、50万しか違いませんね、50万円しか。恐らく新潟のオンブズマンが入ると、これはまさに談合があったなということに私はなるのだと思うのですが、私が白黒、談合あったという証拠は出し得ませんので、私が使った言葉が乱暴だったらお許しをいただきたいのですが、この数字は俗に言う今まで一般競争入札でやってきた談合方式とちっとも変わらぬ、差をつけるというやり方でやってきております。そのことは、証拠はありませんので、特定しませんが、その落札率なんというようなものも今後ともよく考え合わせて、入札には慎重に配慮をしていただきたいと思いますと思うのですが、最後に1点、新聞紙上で言うなら談合をやっているぞと、この業者にいく可能性があるぞという指摘があった。ニュースソースの出どころがはっきりしませんから、もちろんそんなものは取るに足らぬということで扱ったのでしょうけれども、申し上げられたとおりに落札があったと、こういうことになるかと思うのですが、そこでなぜそういうときに業者を呼んでいろいろ聞きましたといっても、これは業者は自ら自分で縄を結って自分を縛るようなことは言いません。そんなことは決してありませんというのが当たり前だと思うのです。ですから、そういうことで念を押すのですが、こういった事業に関してはプロポーザルを使っていただきたい。そして、専門的にダイオキシン問題で被害が出ないように、やっぱり環境の周囲の皆さんとの理解が得られるような、もちろんそういう業者とプロポーザルを合わせた結果で判断をしていただきたいと、こうお願いをして、私の質問は終わりますが、プロポーザルを取り入れるということだけは認めていただいたということで了といたしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 大事な問題について二、三お尋ねをいたします。

まず、この入札に際しまして、この資料にもございますけれども、実施設計委託業者、中日本建設コンサルタント株式会社、これが実施設計をつくったのです。当然これに基づいて入札がなされておるはずな

のです。そこで、その場合、先ほど浅井課長が説明いたしましたけれども、13年4月のダイオキシン暴露要綱、これは非常に重要なのです。大阪、能勢町のあの大事件がありまして、工事中に人間が死亡するという、労働者が死亡するという事件が起こった。以来、このダイオキシンを内在しておところの焼却場等の解体がやかましい基準が出てきた。

そこで、お聞きをしたいのですが、その実施設計委託業者が示したダイオキシン拡散防止対策というものはどういうふうになっておるのか。先ほど関係住民に説明ないと、こう言っておるのです。これは、非常に大事なところなのです、そこが。つまりちゃんと覆いをせぬとダイオキシン、煙突壊すわけですから、あの中にダイオキシンがある。そのダイオキシンが舞い上がって、そしてその地域住民のところへ行くという危険性があるのです。そういうものについてはこういうふうに下さいという設計があるのです。そういうものがどうだったのか、細かいことまでちょっと本会議では聞けませんので、大事なことだけ聞きたいのですが、まずその点がどうだったのかということ。

それから、共同企業体を組んでおります。今回の共同企業体のそれぞれの分担率、それはどういうふうになっておるのか。それから、工事に際してコンサルタントが示したものについてこういうふうにしてここはきちっとやりますというものがなければならないのです。このダイオキシン暴露要綱に基づいてやるとそういうふうになるのですが、その点はどうだったのか、まずこの点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

議員お尋ねのダイオキシンに関しまして、廃棄物焼却施設の施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱並びに廃棄物処理施設の解体作業マニュアルというのが定まっております。今回この実施設計に当たりまして、当然それらを遵守するという形になってございます。それで、具体的な工事工法、もしくはその基本的な工事工法でございますけれども、当然のことながら施設内にばいじんですとか燃え殻のたぐいがまだ残留している可能性がございますので、それが飛散しないように、全体を養生という形で囲い込みをいたします。その上で洗浄いたしまして、その水につきましても、洗浄水についても循環使用し、外部には基本的に出さないと。また、飛散をさせないようにそういう囲い込みをするということによって環境対策を実施するというような内容の実施設計になってございまして、基本的にそういうような環境対策をとりながら、この解体作業というものが実施されるというふうになっておるところでございます。このような安全対策、環境対策をとることによりまして、また環境を調査しながら解体作業をやることによりまして、周辺の皆さんにはご安心いただけるような工事工法とられるということになっていくだろうというふうに考えているものです。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

共同企業体の出資比率であります。前田・中村特定共同企業体につきましては、代表であります前田建設工業株式会社の方が60%で、中村工業の方が40%であります。それから、鹿島・本間特定共同企業体

であります、鹿島建設株式会社の方が60％で、株式会社本間組の方が40％であります。それから、清水・近藤特定共同企業体であります、清水建設株式会社が70％で、株式会社近藤組が30％であります。それから、五洋と本間建設特定共同企業体につきましては、五洋建設株式会社が70％で、本間建設株式会社が30％であります。それから、大林・堂谷特定共同企業体であります、株式会社大林組が60％で、株式会社堂谷組が40％であります。それから、熊谷・広瀬特定共同企業体ですが、株式会社熊谷組が70％で、株式会社広瀬組が30％であります。それから、大成・中野特定共同企業体であります、大成建設株式会社が70％で、中野建設工業株式会社が30％であります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そこで、この解体マニュアル、それからダイオキシンの暴露要綱、これについて委員会審査の折に重要な部分についてお示しを願いたい。これは、要望いたしておきます。

そこで、もう一つちょっと重要なことについて指摘をしておきたいのですが、先ほどの本会議のやりとりで同僚議員が真野の場合は60％台という表現しています。それについて、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、お答えできませんという、こういう答弁なのです。これは、委員会記録というのは表に出てこないのです。こういう重要なことは、資料を持ち合わせておりませんでは済まされない問題なのだ。これは議長において、私は60％なんて、この暴露要綱、それから解体マニュアルというかなり厳しい制約があるのです。だから、予定価格の60パーなんていうことは普通あってはならぬ。もしあったとすれば、これは危ないかと、こういうふうに見なければならぬわけ。今回ののは、逆にちょっとやば過ぎるかと。95％ぐらいです。94.8％ぐらいですから、これはちょっとやばだかと、こういうふうに思うのですが、これははっきりと真野のやつについてはお示しを願いたい。これ議長、非常に大事なところなので、ただいまから休憩をいたしまして、そして電話かければわかるのだから、こんな大事なことを言った、言わぬ、聞いた、聞かぬというようなことで済まされる問題ではないのです、これは。だから、議会から要求されるまでもなく、重要なことでございますので、暫時休憩をいただいて、当方は資料を取り寄せてというのは電話で取り寄せればいいわけですから、報告しますというふうにしてもらわないと、我々がこれから手に入られるものはこの議事録だけなのです。委員会記録なんてなかなか手に入れることはできないし、聞いておる市民も60％から95％に近い差があるとはどういうのだ、こういうことにもなりかねない。特に今日財政事情が大変厳しい状態になってきておる。しかし、市民の安全のためには絶対お金のことでは言ってはならぬが、先ほど私が言った重要な問題ですので、議長、直ちに暫時休憩をして、今の真野の部分についてだけ正確にお答えください。

○議長（浜口鶴蔵君） 暫時休憩します。

午後 0時20分 休憩

午後 0時21分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

真野のごみ焼却場の解体工事につきましての落札率であります、96.91％であります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 先ほど申しましたこの種の事業というのは、ダイオキシンという人殺し物質が拡散するかもしれないということですから、余りお金のことでは言わないのです。しっかりした工事をやっていただきたいと思うのですが、そこで一体監理業務委託業者というのと実施設計委託業者というのは、これが同じなのです。これは、同じであれば、設計監理業務委託、こうならなければならないのに、これを分けておるということでございます。そのぐらい慎重を期しておるというのならそれはそれでいいけれども、それでは双方の金額は幾らですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

旧ごみ焼却場解体事業計画書策定業務委託であります、落札が800万で落札をしております。それから、工事の監理業務委託であります、1,050万円で落札をしております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑はありませんので、議案第242号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第242号は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり厚生常任委員会に付託します。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 0時24分 散会